別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものについて、道路又は試験路上を運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（以下「排出ガス」という。）の排出量の測定及びその検証について適用する。

2.　試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。

(1) 4フェーズWLTCによる評価に関する規定

(2) ホットスタートPEMS走行に関する規定

(3) 本則の規則1.、4.、5.、6.4.1.1.から6.4.1.3.まで、6.5.2.、10.8.、11.2.、11.3.及び12.から16.まで並びに附則１から附則３まで及び附則12の規定

(4) 本則の規則6.1.中、追加RDE試験による再評価に関する規定

(5) 本則の規則9.4.中、「In such case, the test data and the reasons for invalidating the test shall be recorded by the approval authority.」及び「The approval authority shall propose a test trip in urban, rural and motorway／expressway operation meeting the requirements of paragraph 9.2. If applicable, for the purpose of trip design, the urban, rural and motorway／expressway parts shall be selected based on a topographic map.」

2.2.　試験車両の選定については、協定規則第168号の規則6.4.3.2.の規定にかかわらず、同協定規則の規則6.4.3.3.から6.4.3.5.までの規定に係る車両の仕様が同一である場合は、PMRH又はPMRLのいずれか1台を代表車両として選定することができるものとする。

2.3.　試験における周囲条件のうち、拡張高度条件及び拡張温度条件については、協定規則第168号の規則8.1.の規定にかかわらず、拡張高度条件については、海抜700mを超え海抜1000m以下とし、拡張温度条件については、271.15K（－2℃）以上273.15K（0℃）未満又は308.15K（35℃）を超え311.15K（38℃）以下とする。

2.4.　空調システム使用時については、協定規則第168号の規則8.3.3.の規定にかかわらず、車両の窓を閉じる又は閉じているとみなせる状態にするものとする。

2.5.　試験中に再生が発生し、試験が無効となった場合において、再生及び安定化を行う際は、協定規則第168号の規則8.3.4.3.の規定にかかわらず、自動車製作者等は、2度目の試験に先立ち、再生を確実に完了させ、試験自動車を適切にプレコンディショニングしなければならないものとする。

2.6.　PEMSの妥当性確認は、協定規則第168号の規則8.4.の規定にかかわらず、試験前又は

試験後に行うものとする。

2.7.　協定規則第168号の規則9.2.の規定中「The minimum distance of each,urban,rural and motorway or expressway」とあるのは「The minimum distance of each urban and expressway」と読み替えるものとする。

2.8.　正の累積標高差については、協定規則第168号の規則9.3.3.の規定にかかわらず、試験路で試験を行う場合において、正の累積標高差が明らかな場合にあっては、その算出を省略できるものとする。

2.9.　温度の単位については、協定規則第168号の規定にかかわらず、摂氏温度（℃）を使用できるものとする。

2.10.　協定規則第168号の附則6の3.2.2.及び附則８の4.2.の規定中「4－phase」とあるのは「3－phase」と読み替えるものとする。

2.11.　移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO_2排出量の基準値$M_{CO2,ref}$については、協定規則第168号の附則8の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Bに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.12.　試験データの前処理について、加速度分解能a_{res}が0.01m／s^2を超える場合は、協定規則第168号の附則9の3.1.1.の規定にかかわらず、T4253ハニングフィルタを用いてデータを平滑化するものとする。

T4253ハニングフィルタは以下の計算を実行する。

平滑化は、移動中央値4で始まる。その中間が移動中央値2になる。次に移動中央値5、移動中央値3及びハニング（移動加重平均）を適用して、それらの値を再平滑化する。元の系列から平滑化系列を減算して残差を計算する。さらに、算出された残差に対して、このプロセス全体を繰り返す。最後に、そのプロセスを通じて初回に得られた平滑化値を減算し、平滑化された残差を計算する。

正しい速度トレースは、協定規則第168号の附則9の3.1.2.の計算及びビニングのための基礎となる。

2.13.　試験後のドリフトチェックについては、ドリフトチェックにおいて協定規則第168号の附則4の表A4／2の許容値を超えた場合は、同附則の6.1.の規定にかかわらず、当該試験を無効とするか、同協定規則の附則7の5.0.に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。この場合において、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±6%を超える場合は、当該試験を無効とする。

3.　特別要件

3.1.　試験路における試験

3.1.1.　試験路における試験実施

道路における試験の実施に代えて、試験路における試験の実施を選択することができるものとする。この場合において、試験路における試験とは、排出ガス測定のための走

行の全てを試験路で行うことをいう。

3.1.2.　試験路における運転方法

試験路における試験自動車の運転は、道路における実際の走行に基づく時間と速度の走行パターンを目標として行われなければならないものとする。目標とする走行パターンからの逸脱は避けるものとし、逸脱した状態が長時間継続していると認められた場合、試験機関は試験を無効とすることができるものとする。